

第81号議案

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第22条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>(保育の内容)</p> <p>第22条 家庭的保育事業者等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第22条 家庭的保育事業者等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>